

令和 3 年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 85 号議案～第 102 号議案

令和 3 年 11 月 25 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 85 号議案	専決処分の承認を求めることについて (令和 3 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 7 号))	1 専決書 別冊
第 86 号議案	令和 3 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 8 号)	別 冊
第 87 号議案	令和 3 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 9 号)	〃
第 88 号議案	令和 3 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 89 号議案	令和 3 年度 舞鶴市駐車場事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 90 号議案	舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について	3
第 91 号議案	舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	5
第 92 号議案	舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	6
第 93 号議案	舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例制定について	7
第 94 号議案	舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の一部を改正する条例制定について	9
第 95 号議案	舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	12
第 96 号議案	和解について(市有自動車の交通事故)	13
第 97 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴赤れんがパークの一部)	15
第 98 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴市松尾寺駅前観光交流施設)	17

第 99 号議案	指定管理者の指定について(五老ヶ岳公園)	18
第 100 号議案	指定管理者の指定について(大波上集会所)	19
第 101 号議案	工事請負契約の変更について(次期最終処分場整備工事)	20
第 102 号議案	字の区域及び名称の変更について(西神崎地区及び東神崎地区)	22

## 第 85 号議案

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

令和 3 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 7 号)(専決第 6 号)

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

## 参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

## 第 90 号議案

### 舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について

舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

### 舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2

(4) 市の職員(前2号に掲げる職員を除く。) 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めたいので提案する。

## 第 91 号議案

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市都市公園条例(昭和 33 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 2 項ただし書中「、赤れんが施設(赤れんが 3 号棟(まいづる智恵蔵)の企画展示室に限る。)を除き」を削る。

別表第 2 舞鶴赤れんがパークの項中「、赤れんが 3 号棟(まいづる智恵蔵)、赤れんが 4 号棟(赤れんが工房)、赤れんが 5 号棟(赤れんがイベントホール)」を削る。

別表第 6 赤れんが 3 号棟(まいづる智恵蔵)の項から赤れんが 5 号棟(赤れんがイベントホール)の項までを削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

### 提案理由

舞鶴赤れんがパークにおける公募設置管理制度の導入に伴い、赤れんが施設のうち赤れんが 3 号棟、赤れんが 4 号棟及び赤れんが 5 号棟を公募対象公園施設の整備を行う施設とし、有料公園施設から削除する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 92 号議案

舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年条例第 17 号)  
の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「、出産」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

国の非常勤職員における出産に係る休暇の有給化に準じ、特別休暇のうち無給  
のものから出産に係る休暇を削除したいので提案する。

第 93 号議案

舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市農業公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市農業公園条例(平成 17 年条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 3 中「その端数」を「これ」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 12 条関係)

コテージの基準額表

1 宿泊に係る基準額

区分		宿泊日が土曜日又は休 前日等の場合	左記以外の場合
コテージ A 型	義務教育就学前 の者以外の者が 4 人以下の宿泊	1 棟 1 泊につき 18,900 円	1 棟 1 泊につき 16,800 円
	義務教育就学前 の者以外の者が 5 人以上の宿泊	1 棟 1 泊につき 上記 金額に 1 人増すごとに 3,675 円を加算した額	1 棟 1 泊につき 上記 金額に 1 人増すごとに 3,150 円を加算した額
コテージ B 型		1 人 1 泊につき 7,290 円	1 人 1 泊につき 5,940 円

備考

- 1 この表において「宿泊日」とは、宿泊を開始する各日をいう。
- 2 この表において「休前日等」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休

日の前日その他指定管理者が別に定める日をいう。

3 義務教育就学前の者は、無料とする。

2 休憩に係る基準額(1棟につき)

4時間未満の場合は3,150円とし、4時間以上の場合は5,250円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

農業公園の利用の促進を図るため、滞在型市民農園の一部をコテージとすることとし、当該コテージに係る利用料金の基準額を定めたいので提案する。

## 第 94 号議案

舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の一部を改正する条例

舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例(平成 24 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

目次中「一第 4 条」を「・第 2 条」に、「第 5 条—第 10 条」を「第 3 条—第 8 条」に、「第 11 条—第 18 条」を「第 9 条—第 16 条」に、「利用料金」を「使用料」に、「第 19 条—第 21 条」を「第 17 条—第 20 条」に、「第 22 条—第 25 条」を「第 21 条—第 23 条」に改める。

第 3 条及び第 4 条を削り、第 2 章中第 5 条を第 3 条とし、第 6 条を第 4 条とする。

第 7 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

第 10 条中「指定管理者」を「市長」に改め、「、あらかじめ市長の承認を受けて」を削り、同条を第 8 条とする。

第 11 条第 1 項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、第 3 章中同条を第 9 条とする。

第 12 条第 1 項中「コミュニティ施設等」を「コミュニティ施設及びその附属設備(以下「コミュニティ施設等」という。)」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 2 項ただし書及び第 3 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 10 条とする。

第 13 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 11 条とする。

第 14 条を削る。

第 15 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 12 条とし、第 16 条を第 13 条とする。

第 16 条の 2 中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 14 条とする。

第 17 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 15 条とする。

第 18 条中「その」を「コミュニティ施設等の」に改め、同条を第 16 条とする。

「第 4 章 利用料金」を「第 4 章 使用料」に改める。

第 4 章中第 19 条の前に次の 2 条を加える。

(駐車場に係る使用料)

第 17 条 駐車場利用者は、駐車時間 1 時間につき 200 円の範囲内で規則で定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料を減免することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、回数券又は定期券を発行することができる。

3 前項の回数券又は定期券の発行及び使用について必要な事項は、規則で定める。

(駐車場に係る使用料の徴収)

第 18 条 駐車場に係る使用料は、自動車を退場させる際に納付しなければならない。ただし、前条第 2 項の回数券による駐車に係る使用料にあつては回数券の発行の際に、同項の定期券による駐車に係る使用料については月ごとに市長が別に定める日までに納付しなければならない。

第 19 条を次のように改める。

(コミュニティ施設等に係る使用料)

第 19 条 コミュニティ施設等利用者は、別表に定める使用料を当該利用承認の際に納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料を減免することができる。

第 20 条を削る。

第 21 条の見出しを「(使用料の還付)」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に、「返還しない」を「還付しない」に改め、同条ただし書中「特別の事情がある」と認めるときは、指定管理者」を「市長が必要と認めたとき」に、「返還する」を「還付する」に改め、同条を第 20 条とする。

第 22 条第 1 項中「複合施設等」を「複合施設及びその附属設備」に改め、同条

第 2 項中「及び指定管理者」を削り、第 5 章中同条を第 21 条とする。

第 23 条中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第 22 条とする。

第 24 条を削り、第 25 条を第 23 条とする。

別表中「コミュニティ施設利用料金」を「コミュニティ施設使用料」に改め、同表第 2 項から第 6 項までの規定中「利用料金」を「使用料」に改め、同表に次の 1 項を加える。

7 附属設備の使用料の額は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の規定によりされた利用の承認、利用の承認の申請その他の行為(同日以後の利用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の相当規定によりされた利用の承認、利用の承認の申請その他の行為とみなす。

#### 提案理由

舞鶴市東地区中心市街地複合施設の管理体制の合理化を図るため、当該施設を指定管理施設から市が直接管理する施設に移行する等所要の改正を行いたいので提案する。

## 第 95 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40 万 4 千円」を「40 万 8 千円」に改め、同項ただし書中「1 万 6 千円」を「1 万 2 千円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

### 提案理由

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額及びその加算額を改めた  
いので提案する。

## 第 96 号議案

### 和解について

市有自動車の交通事故に関し、次のとおり和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

#### 1 和解の内容

事件に係る相手方の治療費のうち 90 パーセント相当額(302, 431 円)及び慰謝料(1, 370, 700 円)の合計額 1, 673, 131 円を、舞鶴市が相手方に支払う。

#### 2 事件の概要

市所有自動車が道路を走行中、赤信号を見落とし交差点に進入し、交差点内で停止したが、左方から直進してきた相手方自動二輪車と衝突し、相手方を負傷させた。

#### 3 発生日月日

令和 2 年 1 月 6 日

#### 4 発生場所

京都市下京区柿本町

国道 9 号

提案理由

市有自動車の交通事故に関し、和解をしたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和22年法律第67号) 抜 粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第11号まで 略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。))に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。))又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。))に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(第13号以下 略)

(第2項 略)

## 第 97 号議案

### 指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

### 記

#### 1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴赤れんがパーク(赤れんが 2 号棟(舞鶴市政記念館)等)の一部

所在地 舞鶴市字北吸地内

#### 2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社ウッディーハウス

代表者 代表取締役 志 摩 幹一郎

所在地 舞鶴市字浜 1054 番地 NTT ビル舞鶴別館

#### 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

#### 提案理由

舞鶴赤れんがパーク(赤れんが 2 号棟(舞鶴市政記念館)等)の一部の指定管理者を指定したいので提案する。

## 参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項及び第 2 項 略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第 4 項 略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項以下 略)

## 第 98 号議案

### 指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

### 記

- 1 施設の名称及び所在地  
名 称 舞鶴市松尾寺駅前観光交流施設  
所在地 舞鶴市字吉坂 113 番地 4
- 2 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 特定非営利活動法人駅舎と共にいつまでも  
代表者 理事長 福 村 暉 史  
所在地 舞鶴市字吉坂 113 番地の 4
- 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### 提案理由

舞鶴市松尾寺駅前観光交流施設の指定管理者を指定したいので提案する。

## 第 99 号議案

### 指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

### 記

#### 1 施設の名称及び所在地

名 称 五老ヶ岳公園(五老ヶ岳公園展望タワー等)

所在地 舞鶴市字和田、字下安久、字上安地内

#### 2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般財団法人有本積善社

代表者 代表理事 有 本 圭 志

所在地 舞鶴市字西 96 見樹寺内

#### 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### 提案理由

五老ヶ岳公園(五老ヶ岳公園展望タワー等)の指定管理者を指定したいので提案する。

第 100 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

- 1 施設の名称及び所在地  
名 称 大波上集会所  
所在地 舞鶴市字大波上地内
- 2 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 大波上区  
代表者 区長 森 下 康 雄  
所在地 舞鶴市字大波上 231-5
- 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案理由

大波上集会所の指定管理者を指定したいので提案する。

## 第 101 号議案

### 工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

#### 記

#### 1 契約の目的

次期最終処分場整備工事

#### 2 変更前契約金額

1, 512, 028, 400 円

#### 3 変更後契約金額

1, 559, 625, 400 円

#### 4 契約の相手方

りんかい日産・アトラス・水嶋工業特定建設工事共同企業体

代表者 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町 229 番地 2

りんかい日産建設株式会社京都営業所

所長 藤丸 忠夫

構成員 舞鶴市大字森小字大谷 160 番地

株式会社アトラス

代表取締役 水嶋 守

構成員 舞鶴市字高野由里 379 番地の 1

株式会社水嶋工業

代表取締役 菅村 清輝

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

次期最終処分場整備工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 102 号議案

字の区域及び名称の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、舞鶴市内の字の区域及び名称を下記のとおり変更する。

令和 3 年 11 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

字の区域及び名称の変更調書

字	小 字	地 番	付 記
西神崎	庵下	256 の 1	
〃	〃	256 の 2	
〃	〃	258 の 2	
〃	〃	258 の 3	
〃	〃	259 の 1	
〃	〃	259 の 2	
〃	〃	260 の 1	
〃	〃	260 の 2	
〃	〃	260 の 3	
〃	〃	261 の 1	
〃	〃	261 の 2	
〃	〃	261 の 3	
〃	〃	267 の 1	
〃	〃	267 の 2	
〃	〃	267 の 3	

西神崎	庵下	267 の 4	
〃	〃	267 の 5	
〃	山腰	262 の 2	
〃	風呂屋元	266	
〃	塚内	268 の 1	
〃	〃	268 の 2	
〃	〃	268 の 3	
〃	薬師前	269 の 3	
〃	〃	269 の 4	
〃	荒神前	342 の 2	
東神崎	石戸	144 の 2	
〃	〃	145 の 1	
〃	〃	146 の 3	
〃	薬師前	149 の 2	
〃	〃	149 の 3	
〃	〃	151 の 2	
〃	〃	152 の 2	
〃	〃	153 の 2	

上記の土地及びその土地に隣接・介在する道路を西神崎小字石戸に変更する。

備考 地番は、令和3年10月7日現在のものである。

提案理由

西神崎地区及び東神崎地区における土地の有効活用を図るため、これらの地区の字の区域及び名称を変更したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(市町村区域内の町又は字の区域)

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

(第 2 項以下 略)